

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 沖縄県	6
5. 愛知県	7
6. つくば市	8
7. 加賀市・茅野市・吉備中央町	11

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日  
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑯ 略

⑰ 森ビル株式会社、日本郵便株式会社が、虎ノ門・麻布台地区において、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 42～46 のとおり決定又は変更する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区） 別紙 42
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門・麻布台地区地区計画 別紙 43

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 別紙 44
- ・東京都市計画高度地区 別紙 45
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 46

※実施主体に日本郵便株式会社を追加。

⑱～⑳ 略

㉑ 東急株式会社、ヒューリック株式会社が、宮益坂地区において、歩行者ネットワークの結節点となるアーバン・コアや、大山街道と沿道が一体となったにぎわいある空間、更なるイノベーションを創出する産業育成支援施設、国内外の多様な来街者・イベントに対応するホール・宿泊滞在施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 131～133 のとおり決定又は変更する。【令和 6 年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（宮益坂地区） 別紙 131

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画 別紙 132
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業宮益坂地区第一種市街地再開発事業 別紙 133

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日

関西圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

#### ①大阪府の区域

- ・大阪市全域【平成 28 年 6 月を目途に実施】
- ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】
- ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】
- ・上記除く府内市町村全域【令和 5 年 4 月を目途に実施】

#### ② 略

#### (23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業）

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

#### ①、② 略

#### ③ 八尾市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 12

【令和 5 年度より実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑩ 略

⑫ iMedy 株式会社（福岡市中央区、令和 2 年 11 月 2 日設立）

⑬ DOKOJAPAN 株式会社（福岡市中央区、令和 2 年 12 月 21 日設立）

⑭ 株式会社 xCura（福岡市中央区、令和 3 年 2 月 2 日設立）

⑮ eatas 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 3 月 29 日設立）

⑯ アダプト株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 4 月 1 日設立）

⑰ Chiral 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 5 月 6 日設立）

⑱ 株式会社 World X-ing（福岡市中央区、令和 3 年 5 月 31 日設立）

⑲ 株式会社ペンシルイノベーションセントラル（福岡市中央区、令和 3 年 8 月 2 日設立）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(9) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市内

iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と北九州市が連携して実施する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング支援
- ・関連する制度、創業者及び人材交流の機会等についての情報提供
- ・北九州市が実施する人材マッチング・スタートアップ支援・テレワーク普及・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携

令和 5 年 3 月 1 6 日

沖縄県国家戦略特別区域会議

## 5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

### (1) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第26条に規定する特産酒類の製造事業）

沖縄県恩納村内において生産される地域の特産物として指定された農産物（やまぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6k1）が、果実酒については2k1、リキュールについては1k1にそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和5年度より製造開始予定】

規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙4

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日  
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(18) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 5 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 名古屋市・障がい者芸術活動国内外発信のための国際拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

障がい者アートの中核となる芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動を推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目 40 番地

c) 当該事業の実施期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 13 条第 3 号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

障がい者アートを軸とした拠点の整備により、外国人を含めた最適な雇用環境の整備を図り、国内外の芸術収集家を呼び込むアート観光の促進や、障がい者アーティストの作品や創作活動等の取組の情報を国内外へ発信するプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 あいち芸術福祉株式会社（名古屋市北区）



## つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日  
つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

### 1 国家戦略特別区域の名称

「つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### （1）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

つくば市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和 5 年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、つくば市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和 5 年中に実施】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することを通じ、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルの構築が図られるとともに、つくば市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）事項：外国人を含めた開業を促進するための「つくば市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「つくば市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及びつくば市
- ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。
  - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市で行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
  - ・申請サポート担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。
  - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。
  - ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
  - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
  - ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) その他：完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後4時までとする。

(2) 事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及びつくば市
- ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。
  - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則

り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。

- ・相談担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担う。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士、行政書士等による各種相談
- ・セミナー等の開催による情報提供
- ・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：相談担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、月2日（第1、第3月曜日を想定）午前11時から午後4時までとする。月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日で対応。

英語対応は事前予約制。

## 加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 3 月 16 日

加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

### 1 国家戦略特別区域の名称

「加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区」

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

#### ① 加賀市全域【令和 5 年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、加賀市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、加賀市内における外国人による創業活動を促進する。

#### ① 加賀市全域【令和 5 年度中に実施】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野等における革新的な事業を 3 自治体の連携により強力に推進することを通じ、同分野をはじめとした地域の課題解決が図られるとともに、デジタル田園健康特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。